

第 1 条（目的）

この規則は、社会福祉法人鹿児島虹の福祉会（以下、虹の福祉会）の役員報酬及び役員手当、退任・辞任慰労金に関する事項を定めるものである。

第 2 条（常勤役員）

この規則でいう常勤役員とは、専ら常勤として役員業務を行う者をいう。

2. 理事長又は副理事長の職に就く者であっても、常勤としての勤務実態が伴わない者は非常勤役員として取り扱う。

第 3 条（常勤役員報酬）

常勤役員報酬は月額で決定し、基本報酬、役員手当、調整手当で構成する。

2. 常勤役員報酬については、定期昇給を行わない。ただし、同一人が再任される場合には、常勤役員報酬の増額或いは減額の決定を行うことができる。
3. 職員給与の改定や変更等に伴い、常勤役員報酬との間に著しい不均衡が生じる場合は、常勤役員報酬の増額或いは減額の決定を行うことができる。
4. 常勤役員の賞与はないものとする。

第 4 条（役員手当の支給範囲）

役員手当の支給範囲は、理事長・副理事長ならびに業務執行理事とする。

2. 理事長・副理事長が非常勤の場合も、役員手当を支給する。

第 5 条（非常勤役員の役員報酬）

非常勤役員報酬については、「非常勤役員等の会議出会手当支給規則」に基づき 3,000 円から 20,000 円の範囲で支給する。

第 6 条（報酬額の上限及び決定）

役員報酬のうち、理事の報酬総額は、法人で年 25,000,000 円以内とする。また、監事の報酬総額は、法人で年 250,000 円以内とする。

2. 理事長の報酬の上限を 12,000,000 円以内、副理事長及び業務執行理事の報酬の上限を 10,000,000 円以内とし、各人ごとの支給額は理事会で決定する。
3. 監事の報酬については、別に定める『非常勤役員等の会議出会手当支給規則』に基づき支給する。

第 7 条（支給方法と控除）

常勤役員報酬は、役員の口座振り込みの方法で支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、法令に定められたものについては、その報酬から控除することができる。

第 8 条（支給原則）

常勤役員報酬及び役員手当の支給は、前月の 21 日から当月の 20 日までの分を当月分として毎月末日に支給する。ただし、当日が土曜日、日曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日又は金融機関の非営業日である場合はその前日とする。

2. 新たに支給対象となった場合又は支給対象でなくなった場合は、支給対象の日数

を日割り計算して支給する。

第9条（退任・辞任慰労金）

役員が退任又は辞任した場合の慰労金は、理事長が起案し、その決定は理事会が行う。

2. 慰労金は、常勤役員の場合は支給された退任時報酬の月額に在任期間年数と支給係数（別途定める支給基準による）を乗じた金額を基準とする。尚、使用人兼務副理事長・業務執行理事は支給された役員手当の月額に対して、在任期間年数を乗じた金額を基準とする。
3. 前項に定める在任期間に1年未満の端数がある場合は月割りで計算し、1ヶ月未満の端数がある場合は1ヶ月に切り上げる。
4. ただし、慰労金の支給については、その支給基準となる在任期間は20年間を上限とする。
5. 非常勤役員が退任及び辞任した場合の慰労金は、「非常勤役員の慶弔見舞及び退任（辞任）の慰労に関する規則」に基づき5,000円から200,000円の範囲で支給する。
6. 慰労金は、退任又は辞任したその日から3ヶ月以内に支給するものとする。

第10条（退任・辞任慰労金の減額又は不支給）

解任による退任又は虹の福社会の名誉を毀損し、或いは虹の福社会に著しい損害を与えて退任する役員に対する慰労金は、理事会の決定により不支給又は相当の減額とすることができる。

第11条（災害補償）

常勤役員が、業務遂行において負傷または罹病、死亡した場合、法人を加入者及び受取者とする傷害保険契約により補償を行う。

2. 前項に定める保険については、業務上での災害（通勤途上災害を含む）のみを対象とし、災害が発生した場合には法人は遅滞なく手続きを遂行することとする。
3. 法人が受け取った保険金は、災害補償金として全額を負傷または罹病した本人へ、また、死亡した場合は受け取った全額を遺族へ速やかに支払うものとする。

第12条（規則の改廃）

この規則の改廃は、評議員会において行う。

附則

この規則は、2013年7月16日に制定し、施行する。

この規則は、2017年6月13日に一部改定して施行する。

この規則は、2018年6月26日に一部改定して施行する。

この規則は、2022年6月14日に一部改定して施行する。

この規則は、2026年6月16日に一部改定して施行する。

規則第22号役員報酬及び役員手当等に関する規則 第6条2項にもとづき役員報酬支給基準を定める。

1、常勤役員

単位：円

①基本報酬	理事長	副理事長	業務執行理事
	500,000～600,000	450,000～490,000	400,000～490,000
支給要件	・役職によって支給する。		
②役員手当	理事長	副理事長	業務執行理事
	150,000	100,000	100,000
支給要件	・役職によって支給する。		
③調整手当Ⅰ	理事長	副理事長	業務執行理事
	上限金額		140,000
支給要件	・経験及び移籍等による前職との調整のため支給する。		
④調整手当Ⅱ	理事長	副理事長	業務執行理事
	上限金額		100,000
支給要件	・本部統括業務等の職務に応じて支給する。		
⑤退任慰労金	理事長	副理事長	業務執行理事
	退任時報酬(月額) × 在任年数 × 支給係数率		
支給要件	・退任時報酬とその前(直近)の任期時の報酬と比べ諸事情により大幅に減額等がある場合、退任時報酬ではなく、その前(直近)の任期時の報酬を算定基礎とすることができる。 ・在任年数は上限を20年とする。また、在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。 ・支給係数率は理事長が1.5、副理事長・業務執行理事は1.3とする。		

2、使用人兼務副理事長、使用人兼務業務執行理事

①役員手当	副理事長	業務執行理事
	100,000	100,000
支給要件	・役職によって支給する。	
②退任慰労金	副理事長	業務執行理事
	役員手当 × 在任年数	
支給要件	・役員手当は支給された額とし、その在任年数を乗じたものの和とする。 ・上限を20年とする。 ・在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。	

3、使用人兼務理事

○使用人兼務理事は役員報酬は不支給とする。

4、非常勤役員

①役員手当	理事長	副理事長
	150,000	100,000
支給要件	・役職によって支給する。	
②会議出会手当	非常勤役員(理事・監事)	
	3,000～20,000	
支給要件	・「非常勤役員等の会議出会手当支給規則」にもとづき支給する。 ・役員手当を支給する者には支給しない。	
③退任慰労金 (非常勤理事・監事)	非常勤役員(理事・監事)	
	5,000～200,000	
支給要件	・「非常勤役員の慶弔見舞及び退任(辞任)の慰労に関する規則」に基づき支給する。	

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人鹿児島虹の福祉会の非常勤役員等の会議出席手当に関する事項を定める。

(非常勤役員等)

第2条 この規則の非常勤役員等とは次の者をいい、役員手当を支給する者を除く。

- ア 理事、監事
- イ 評議員、評議員選任・解任委員
- ウ 顧問・相談役
- エ 入所検討委員、相談苦情解決第三者委員
- オ 日常運営の必要に応じて招集した各種委員
- カ その他理事長が必要と認めた業務を行う者

(支給の対象)

第3条 会議出席手当を支給することができる対象は次のとおりとする。

- ア 理事会、常任理事会への出席
- イ 評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- ウ 監事による定期または臨時監査の実施
- エ 行政機関による監査等の立合い
- オ 入所検討委員会、相談苦情解決会議、運営推進会議、その他委員会への出席
- カ 研修会及び他の施設の視察業務

(手当の支給)

第4条 非常勤役員等が支給の対象となる場合に会議出席手当を支給することができる。会議出席手当の額は、次の金額に源泉税額を加えたものとする。

- 前条ア及びイ 5000 円
- 前条ウ 10000 円
- 前条エ 20000 円
- 前条オ及びカ 3000 円

(旅費)

第5条 旅費は旅費規定に準じて支給することができる。

(改廃)

第6条 この規則は、理事会の議決を得て理事長が決定する。

(附則)

この規則は、費用弁償規定を廃止し、2015年4月1日より施行する。

この規則は、2016年7月9日より一部改定して施行する。

この規則は、2017年5月23日より一部改定して施行する。